

一般社団法人日本ファームステイ協会よりご案内

【臨時号 JPCSA 通信】

2020年7月28日発行

会員各位

一般社団法人日本ファームステイ協会事務局です。
いつも当会の活動にご理解頂き、誠にありがとうございます。

今回は臨時号として、先日7月21日(火)に配信いたしましたメールマガジンにも掲載いたしました「Go To トラベルキャンペーン」につきまして改めてお知らせをいたします。農泊に取り組まれる皆様におかれましては、既にその活用方法につきまして、お調べになられている方も多くいらっしゃるかと存じますが、本日は改めてその作業方法につきまして、ご紹介させていただきます。

なお、キャンペーンに対しては、あちこちで賛否が挙がっておりますが、無理のない範囲で、ぜひ活用いただければと思います。

◆Go To トラベルキャンペーン参加に向けた作業について

先週7月22日(水)からGo To トラベルキャンペーンが始まり、今週7月27日(月)からは各旅行者や予約サイト等での割引販売も開始されました。

協会の幹事会員である、株式会社百戦錬磨でも、農泊を取り扱う予約サイト「STAY JAPAN」を運営しておりますが、Go To トラベルキャンペーンの参加旅行事業者としての仮登録を済ませ、本日7月28日(火)から「STAY JAPAN」上での宿泊予約に35%の割引が適応されることになりました。

一方、宿泊施設のオーナー様が、このGo To トラベルキャンペーンへ参画するにあたっては、下記①～③の3つの作業を行う必要があります。

これら①～③の作業を完了していただかないと、Go To トラベルキャンペーンの割引対象外となる可能性がありますので、くれぐれもご注意ください。

Go To トラベルキャンペーン参加に必要な作業

- 【作業①】 宿泊施設におけるコロナウイルス対策の徹底
- 【作業②】 各予約サイトの 管理画面等での登録
- 【作業③】 観光庁への登録

なお、東京都のオーナー様は、7月28日現在、Go To トラベルキャンペーンの対象外となっておりますが、上記作業①～③につきましては、旅行者様にとっての安心材料にもなる上、今後東京がキャンペーン対象となった場合にも、同様に必須作業になると思われるので、是非この機会にご登録・ご対応ください。以下、作業の詳細となります。

【作業①】 宿泊施設におけるコロナウイルス対策の徹底

観光庁からの要請に伴い、Go To トラベルキャンペーンの参画に際しては、オーナー様に以下のコロナウイルス対策の条件を全て満たしていただく必要があります。

参画条件

- 1) チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者

- 全員に検温と本人確認を実施すること
- 2) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとること
 - 3) 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること
 - 4) ビュッフェ方式においては、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底すること
 - 5) 客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること
 - 6) 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること
 - 7) 旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底すること

また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。

ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。

- ※ オーナー様は、参画条件 1)～7)の全てを満たす必要がありますが、参画条件 6)、7)については、本会の農泊ガイドラインと合わせて、印刷して使える施設内掲示用ツールや、予約サイトに貼り付けるファイルなどを用意していますので、ご活用ください。オーナー様には特に参画条件 1～5 の遵守徹底をお願いいたします。

【作業②】各予約サイトの 管理画面等での登録

各サイトにより対応は異なりますので、それぞれの利用サイトにお問い合わせください。なお、上記の STAY JAPAN では既に予約サイトで設定する仕組みが用意されていますので、ぜひご活用ください。

STAY JAPAN のページ : <https://stayjapan.com/>

【作業③】観光庁への登録

Go To トラベルキャンペーンの対象施設として、観光庁への宿泊事業者の登録が必須となります。予約サイトで割引販売をご検討されている方は、下記 URL の観光庁申請フォームに、必要情報を入力・登録ください。特に事前準備は不要で、代表者名、住所などの情報を記入するだけで申請できます。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe90ps88To1f8c4aBUeOu_zfaNzbBE1dbv-xKYmV9vBAR3fzw/viewform

【補足・注意事項】

- ・ Go To トラベルキャンペーンの適用を受けるためには、上記作業①～③以外にも、東京都在住者でないか等を確認するため、旅行者に住所確認等の条件が必要となりますが、対応している各サイトでは、割引適用前に必ず旅行者の住所確認を実施するなどの予約ステップがあります。
- ・ Go To トラベルキャンペーンの実施期間は、2020年7月22日～2021年1月31日となります。2021年2月1日までにチェックアウトされる宿泊のみ割引の対象となり、例えばチェックイン2021年1月30日、チェックアウト2021年2月2日のご予約につきましても対象外となってしまいます。
- ・ オーナー様への振込額については、割引前の料金を元に算出いたしますので、クーポ

ンによる割引の影響を受けて減額されることはありません。また、予約サイトで販売される場合、Go To トラベルキャンペーンのために料金を割引する等の必要はございません。

- ・ 自ら料金を変更して「割引販売」された場合には、予約サイトからの還付はありませんのでお気をつけください。
- ・ 割引の対象となる料金は、宿泊料金、追加人数分の追加料金、オプション料金、清掃料金、手配料、消費税を全て合計した額（＝通常旅行者様の支払い額全額）がベースとなります。
- ・ 地域共通クーポンの配布については、9月以降の実施となります。こちらの実施要領につきましては、追ってご連絡させていただきます。

Go To トラベルキャンペーンの実施に向けて、上記3つの作業へのご対応をどうぞよろしくお願いいたします。

【参考】

Go To トラベルキャンペーンの詳細につきましては、観光庁の以下のページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html

=====
発行：一般社団法人日本ファームステイ協会事務局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-17-2
(TEL：03-3526-2493 / FAX：03-3526-2494)
ホームページ URL はこちら：<https://ipcsa.org/>
問い合わせ先 E-mail：info@ipcsa.org
=====